

取 扱 基 準

名 称	新潟市土地改良区電気料金高騰対策支援事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	エネルギー価格高騰により、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金が高騰しているため、土地改良区が負担する高騰分の一部を支援する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	賦課金の値上げを実施しない土地改良区の割合 100%
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	① 土地改良区 ② 土地改良区連合
補助対象経費の内 容	電力会社へ支払った電気料金高騰額のうち、国・県・市町村が補助金等により負担する額（県が土地改良区に対して行う本事業と同様の補助事業による補助額を除く）を控除した額
補助額 及びその算定方法 又は補助率	電気料金高騰分の10%以内 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和7年11月19日
評価の時期	令和8年9月30日
終 期	令和9年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業者が新潟市からの補助を受けている旨
	〔媒体〕 ホームページ、会報等
担当部署	農林水産部 農村整備・水産振興課 農村計画担当 電 話 025-226-1828 (直通) e-mail noson@city.niigata.lg.jp